

(4) **ゆうりょうこうそくどうろりょうきん わりびき**  
**有料高速道路料金の割引**

対象者	割引率など
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者(1～6級)で自ら運転するかた</li> <li>重度障がい者の介護のために運転するかた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>50%割引</li> <li>割引証明された身体障がい者手帳か療育手帳を提示する。</li> </ul> (ETCで手続きされているかたは提示の必要なし)
対象自動車	持参
車検証に自家用と記載されているもので、次の車のいずれか。 <ol style="list-style-type: none"> <li>普通自動車、小型自動車、軽自動車二輪自動車(125cc以上)</li> <li>貨物自動車 (乗用自動車と類似した機能のもの)</li> <li>身体障がい者輸送車など ※営業用、乗車定員10人以上は対象外 レンタカー、代車などは対象外</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者手帳または療育手帳</li> <li>車検証</li> <li>運転免許証(第2種障がいのかたのみ)</li> </ul> ETCを利用する方は下記も必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>ETCカード(本人又は保護者名義)</li> <li>ETC車載器セットアップ 申込書・証明書</li> </ul>
該当所有者	申請先
<ol style="list-style-type: none"> <li>障がい者本人または本人の親族など</li> <li>第1種障がい者のかたで1のかたが車を所有していないときは、障がい者を継続して日常的に介護しているかた</li> </ol>	福祉係

※ 各種手帳に記載された割引の有効期間を経過している際は、割引が適用されませんので、再度申請が必要となります。

※ ETCをご利用されている方は、機器の登録の都合上、申請から2週間程度要します。

(5) **せいしんしょうがいしゃちいきかつどうしえん どうつうしょこうつうひよせい**  
**精神障害者地域活動支援センター等通所交通費助成**

対象者	助成率	申請先
社会復帰訓練のため、地域活動支援センターに公共の交通機関を利用し通所している精神障がい者のかた	交通費の50%	福祉係